

## 記入に際しての留意事項

### ●被保険者(申請者)が記入するところ

各欄に該当する事項を記入するか、該当事項に○をしてください。また記入漏れのないよう、提出前にもう一度確認してください。

- ①被保険者が亡くなられて、ご遺族の方が申請する場合は、被保険者名とご遺族のお名前を連記してください。その場合、ご遺族の住所、連絡先、給付金振込先をご記入ください。  
(ご遺族の方が請求する場合、相続権の有無がわかる証明書(戸籍謄本等)を添付してください。)
  - ②「仕事の内容」欄には、「経理担当事務」「鮮魚販売」「青果物運送運転手」等、詳しく記入してください。
  - ③傷病がケガによるもの場合には、「負傷原因届」(※)を添付してください。
  - ④「療養のため休んだ期間」の報酬は、給与明細等を確認し記入してください。
  - ⑤障害厚生年金等の給付を受けている方は、「障害厚生年金給付の年金証書」及び「障害厚生年金給付額、支給開始日を証明する書類」の写しを添付してください。
  - ⑥資格喪失後、老齢退職年金の給付を受けている方は、「老齢退職年金給付の年金証書」及び「老齢退職年金給付額、支給開始日を証明する書類」の写しを添付してください。
  - ⑦労災保険から休業補償給付を受けている方は、「休業補償給付支給決定通知書」の写しを添付してください。
  - ⑧振込先の口座名義を被保険者(申請者)以外の方とする場合には、委任状を添付してください。
- ★振込先の記入がない場合には、すでにご登録いただいている口座への振込となります。ご了承ください。

(※)負傷原因届については、当組合のHPからも印刷することができます。

### ●事業主の方が記入するところ

被保険者の方に支給する給付金額を決定する重要な事項となりますので、各項目に記載漏れのないようご確認ください。

- ①労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間(賃金計算の締日の翌日から締日の期間)の勤務状況は、記載例のように、出勤○、有給△、公休は公、欠勤／で表示してください。
- ②労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間における報酬について、記載漏れのないようご記入ください。また、賃金計算方法、欠勤控除計算方法、基本給与、諸手当等の明細がわかるものと出勤簿(タイムカード)の写しを添付してください。
- ③役員の方の場合、役員報酬を支給しないこととする「役員会議議事録」の写しを添付してください。

### ●療養を担当した医師が意見を記入するところ

医師によるご意見欄は、傷病手当金の支給の判断をするために大変重要となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

- ①複数の傷病名がある場合、①から主たる病名を順次記入してください。
- ②治療期間でなく、療養のため就労できなかったと認められる期間とその日数を記入してください。なお、証明日以前の期間を記入してください。
- ③症状及び経過、労務不能と認められた医学的所見を詳しくご記入ください。

## 傷病手当金の支給要件等

### ●支給を受ける条件（支給要件）

被保険者が病気やケガの療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます。

- ①業務外の事由による病気やケガのため療養中であること。
- ②仕事につけないこと。（労務不能）  
労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準としています。
- ③労務不能が連続する3日間を含み、4日以上労務に服さなかったこと。  
業務外の事由による病気やケガのため労務に服することができなくなってから休んだ日が連続して3日間あり、4日目以降、労務に服せなかった日ごとに支給されます。  
この連続して休んだ3日間を「待期」といい、待期が完成していないと傷病手当金は支給されません。
- ④給与の支払がないこと。  
休んだ期間について、給与の支払がない場合に支給されます。なお、給与の支払があっても、1日あたりの支払額が傷病手当金日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

### ●資格喪失後の継続給付について

被保険者の資格を喪失された場合でも、資格喪失の日の前日（退職日等）までに、被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日（退職日等）に、傷病手当金の支給を受けているか、受けられる状態（上記①から③の条件を満たしている状態）であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。ただし、労務不能と認められなくなったときは、打ち切りとなり、以降支給されません。

### ●支給期間と支給額

#### ①支給期間

傷病手当金は、支給開始日から通算1年6ヶ月の期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。

#### ②支給額

★傷病手当金日額（1日あたりの支給額）＝1日あたりの報酬相当額×2/3（1円未満四捨五入）

→1日あたりの報酬相当額は「支給開始日以前12ヶ月の各月の標準報酬月額

の平均÷30」（10円未満四捨五入）です。  
ただし、資格取得後短期間で労務不能になった場合等、支給開始日以前に12ヶ月の期間がない場合には、「資格取得月から支給開始日の属する月の各月の標準報酬月額の平均÷30」と「12,670円」（令和4年度の場合）を比較して、少ない方を「1日あたりの報酬相当額」とみなして計算します。なお、12,670円は当組合の全被保険者の平均標準報酬月額の30分の1の額です。

例：12ヶ月の標準報酬月額の平均が430,000円の場合

1日あたりの報酬相当額  $430,000円 \div 30 = 14,330円$ （10円未満四捨五入）

傷病手当金日額  $14,330円 \times 2/3 = 9,553円$ （10円未満四捨五入）

→ただし、支給開始日以前12ヶ月の期間がない場合には、1日あたりの報酬相当額を12,670円とみなすため、傷病手当金日額は、その3分の2である「8,447円」となります。

#### ③その他

- 1) 出産手当金を同時に受けられる場合は、出産手当金が優先し、その間、傷病手当金は支給されません。ただし、出産手当金日額が傷病手当金日額より少ない場合は、その差額が支給されます。
- 2) 傷病手当金と同一の傷病等により、障害厚生年金を受けられる場合は、傷病手当金を受けられる期間が残っていた場合でも、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額の360分の1が傷病手当金日額より少ない場合は、その差額が支給されます。（厚生年金保険法による障害手当金とも一定の調整があります。）
- 3) 退職後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けられる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額の360分の1が傷病手当金日額より少ない場合は、その差額が支給されます。
- 4) 労災保険から休業補償給付を受けている期間に、業務外の理由による病気やケガのために労務不能となった場合は、その期間中、傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金日額より少ない場合は、その差額が支給されます。